（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二十六条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項及び第二条第六項を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで　削除

別紙様式第6を次のように改める。

別紙様式第6　削除

別紙様式第7から別紙様式第12までを削る。

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十二により作成したフレキシブルディスク提出表を提出することにより行うことができる。
一　第二条の申請書	第二条の申請書　様式第十三
二　第三条の申請書	第三条の申請書　様式第十四
三　第四条の申請書	第四条の届出書　様式第十五
四　第五条の申請書	第五条の届出書　様式第十六
五　第六条の申請書	第六条の届出書　様式第十七
六　第七条の申請書	第七条の届出書　様式第十八
七　第八条の申請書	第八条の届出書　様式第十九
［削る］	［新設］
	［新設］
	［新設］

［削る］

［新設］

［新設］

［新設］

（フレキシブルディスクの構造）

第十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十六条　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字の内「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。